

健保だより

組合ホームページ

アドレス：www.jgckenpo.or.jp

ユーザー名：jgckenpo (ジェージーシーケンポ)

パスワード：kumiaihp (クミアイエイチピー)



決算報告

平成20年度の健康保険と
介護保険の決算まとまる



健康保険の経常収支は6年ぶりの赤字

当組合の平成20年度の健康保険と介護保険の決算(案)が、去る7月24日に開催された組合会において、原案どおり承認されましたので、その概要についてお知らせします。

健康保険

平成20年度の経常収支は、6年ぶりの赤字となりました。これは、平成20年度に創設された新しい高齢者医療制度における納付金・支援金の負担が大きかったことが主要因となっています。

予算では、3億98百万円の経常赤字を見込んでいましたが、保険料収入が見込み額を上回り、保険給付費が見込み額を下回ったことから、平成20年度決算の経常赤字額は1億60百万円にとどまりました。

■収入

別途積立金からの繰入金1億30百万円を含めた収入総額は30億58百万円で、前年度決算と比較して2億37百万円増となりました。このうち健康保険収入は27億25百万円で、1億4百万円増となりました。

■支出

支出総額は、前年度決算と比較して5億6百万円増の30億34百万円となりました。

事務費は67百万円増の1億4百万円、保険給付費は1億1百万円増の16億40百万円となりました。保険給付費の増加は、療養給付費、薬剤支給、家族療養費、高額療養費、高齢者療養給付費の自然増によるものです。

前期高齢者納付金は2億円、後期高齢者支援金は4億59百万円、病床転換支援金は298千円となり、納付

金だけで合計10億66百万円の支出となっています。

この他に平成20年3月31日で制度が廃止された老人保健拠出金(主として確定精算分)は3億80百万円減の1億47百万円、退職者給付拠出金は97百万円増の2億60百万円となりました。

保健事業費は、平成20年度から実施が義務化された特定健診をかねた短期人間ドック・婦人健診の受診者が増加したこと、平成20年度から導入した脳ドックの受診者が新たに発生したこと、組合員の健康管理意識の高まりを反映してエグザスの利用者が増加したことなどから、15百万円増の1億59百万円となっています。

この結果、平成20年度の決算は、収入支出差引で24百万円の黒字となりましたが、別途積立金からの繰入金等を除く経常収支差引額は1億60百万円の赤字となりました。(表-1を参照)

収入支出差引額24百万円は決算残金処分を行い、財政調整事業繰越金1,308千円を平成21年度に繰り越し、残額23百万円を準備金に積み立てることにしました。



介護保険

介護保険の決算は、収入総額が前年度決算と比較して13百万円減の2億37百万円、支出総額は3百万円減の2億26百万円で、収入支出差引額は11百万円の黒字となりました(表-2を参照)。

これにより、決算残金処分として11百万円を介護準備金に積み立てることにしました。

ま と め

前年度までの5年連続の黒字から一転、平成20年度は経常収支で赤字決算となりました。

去る2月の組合会で決議された平成21年度の予算でも、経常収支は4億円の赤字が見込まれているため、別途積立金の取り崩しで対処することとし、保険料率は据え置きとしました。

全健康保険組合の平成20年度および平成21年度予算は、約9割の組合が赤字となっており、この対応として、1割以上の組合が保険料率を引き上げ、また、いくつかの組合が解散し、政管健保（現協会けんぽ）に移行しました。組合数は平成20年3月31日の1,518組合から、平成21年4月1日には1,485組合に減少しました。これはひとえに、支援金・納付金の増加、とりわけ前期高齢者納付金の重い負担によるもので、公費負担の投入等の見直しが必要です。

それとともに、組合としても医療費節減を目的とした保健事業を積極的に展開し、疾病予防、健康づくり事業、さらにはジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進を通して、健保組合ならではの医療費適正化を推し進めていく必要があります。

また、レセプトオンライン化や医療IT化により、業務の効率化・迅速化のみならず、データ分析・統計が容易に進み、事業所や個人あるいは特定の疾病に絞り込んだ医療費の適正化にも寄与できるようになります。

平成22年度以降は、

- ①高齢化が進むなか、医療費すなわち保険給付費の増加が避けられないこと
- ②納付金・拠出金が引き続き、重い負担となること
- ③世界同時不況のなか、加入事業所の業容悪化により保険料収入の伸びが期待できないこと

などの見通しから、当面、赤字決算という厳しい状態が続くものと予想しています。

このような厳しい見通しのなかで、前述しましたとおり保健事業の充実を図り、加入者へのサービスおよび事務処理のいっそうの効率化を推進することで、経費の削減に努めていきます。

皆様におかれましては、当組合の現況をご理解のうえ、引き続き健康管理と疾病予防に努めていただくとともに、医療費の節減と組合財政の健全化について、よりいっそうのご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。



表-1 平成20年度決算概要表（健康保険勘定）

	科 目	決 算 額
収 入	健 康 保 険 収 入	2,725,105千円
	調 整 保 険 料 収 入	59,864
	繰 入 金 (別 途 積 立 金 繰 入)	130,000
	財 政 調 整 事 業 交 付 金 (高 額 医 療 交 付 金)	53,919
	雑 収 入	89,190
	計	3,058,078
支 出	事 務 費	103,562
	保 険 給 付 費	1,640,182
	納 付 金	1,066,252
	「 前期高齢者納付金	「 200,161
	後期高齢者支援金	458,745
	病 床 転 換 支 援 金	298
	退 職 者 給 付 拠 出 金	260,037
	「 老人保健拠出金	「 147,011
	保 健 事 業 費	158,704
	財 政 調 整 事 業 拠 出 金	59,804
	そ の 他	5,268
	計	3,033,772

収 入 支 出 差 引 額 24,306

経常収支	経 常 収 入	2,814,295
	経 常 支 出	2,973,942
	経 常 収 支 差 引 額	▲159,647

表-2 平成20年度決算概要表（介護保険勘定）

	科 目	決 算 額
収 入	介 護 保 険 料	236,675千円
	雑 収 入	117
	計	236,792
支 出	介 護 納 付 金	225,896
	介 護 保 険 料 還 付 金	164
	計	226,060

収 入 支 出 差 引 額 10,732

インフルエンザ予防接種費用の一部補助について

平成21年10月1日から、季節性インフルエンザを対象とした予防接種費用の補助制度を導入することになりましたので、お知らせします。

制度の概要は次のとおりです。本制度では新型インフルエンザの予防接種費用は対象になりませんので、ご注意ください。詳しくは、組合ホームページをご覧ください。

1. 対象者

組合員全員（接種日現在）

2. 補助実施期間

原則として、毎年10月1日から翌年1月末日までに接種した場合とします。

3. 補助金額

組合員1人につき2,000円を上限に補助します。

※接種料金が2,000円未満の場合は、税込みの実費を補助します。

4. 自治体の助成制度の併用

組合員が居住している自治体が実施している助成制度（法定制度または任意制度は問わない）を利用して予防接種を受けた場合は、組合補助金額の上限額と自治体の助成額との差額を支給します。

〔助成制度の例〕

- (1)高齢者インフルエンザ予防接種助成制度（法定制度）
- (2)乳幼児インフルエンザ予防接種助成制度（任意制度）
- (3)小児（幼児）インフルエンザ予防接種助成制度（任意制度）
- (4)子ども（学童）インフルエンザ予防接種助成制度（任意制度）
- (5)障害児（者）インフルエンザ予防接種助成制度（任意制度）

5. 補助回数

1人1回

6. 補助金の申請期間

毎年10月1日から翌年2月末日（申請書の組合必着）まで。

7. 申請方法

(1)組合所定の申請書に必要事項を記入のうえ、医療機関の領収書を添付し、事業所担当課を経由して申請してください。任意継続被保険者・特例退職被保険者・接種後に組合員資格を喪失した方は、直接組合に申請してください。なお、医療機関が発行するレシートは原則不可とします。

(2)領収書には、次の事項の記載が必要です。

① 医療機関名 ② 接種日 ③ 接種を受けた方の氏名 ④ 接種料金

(3)同一世帯に接種を受けた方が複数いる場合は、1枚の申請書にまとめて申請してください。ただし、同一世帯に記号・番号が違う組合員がいる場合は、別々に申請してください。

8. 支給方法

現金給付の取り扱いを準用し、次のとおりとします。

(1)申請を組合で受理し、申請書に不備等がなく、支給決定されたものについて、所定の補助額を支給します。

(2)事業所所属の組合員は、事業所を経由して支給します。

(3)任意継続被保険者・特例退職被保険者・接種後に組合員資格を喪失した方については、組合に届出ている金融機関口座に振り込みます。



9. 支給日

申請期間の各月において、1日から末日までに組合で受理した申請分を翌々月20日^{*}に振り込みます。
※20日が土日祝日の場合は、20日以降、最初の営業日となります。

申請期間	振込日
10月1日～10月31日	12月20日
11月1日～11月30日	1月20日
12月1日～12月31日	2月20日
1月1日～1月31日	3月20日
2月1日～2月28日(29日)	4月20日



海外渡航先での接種について

- (1) 海外で予防接種をした場合も補助の対象とします。補助額・申請方法等については、前述と同様です。ただし、邦貨に換算する場合の計算方法は、海外療養費の支給計算方法を準用します。
- (2) 海外出張先・駐在先等での予防接種については、インフルエンザが流行する時季も国と地域によっては日本国内と異なる場合があります。日本国内と同じ取り扱いとすることは適当でないため、前述の実施期間に該当しなくても認めることとします。

申請期間については、事前に事業所担当課を経由して組合へ連絡し、その指示に従ってください。

海外渡航前の接種について

海外渡航前にインフルエンザの予防接種を希望する場合は、前述の実施期間に該当しなくても認めます。ただし、事前に事業所担当課を経由して組合へ連絡し、その指示に従ってください。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）について

健康保険組合の事業運営について規定した「健康保険組合事業運営指針」が、平成21年4月1日付で一部改訂され、健康保険組合が取り組むべき事業として新たに「ジェネリック医薬品の使用促進」が追加されました。

当組合では『健保だより』第83号でジェネリック医薬品についてご紹介し、また、すでに組合ホームページの「リンク集」に情報サイト「かんじゃさんの薬箱」を設け、組合員の皆様がジェネリック医薬品を検索できるようにしました。

平成21年10月からは、組合員により積極的にジェネリック医薬品を利用していただけよう、組合ホームページにジェネリック医薬品に関する専用コンテンツを設け、組合員への情報提供を開始します。これと並行して、被保険者にはジェネリック医薬品のリーフレット（「ジェネリック医薬品お願いカード」付き）を配付します。



当組合の専用コンテンツのご紹介

公開予定 平成21年10月1日(木)

①ジェネリック医薬品の基本的な説明、②代表的な薬とジェネリック医薬品の値段の比較、③Q & A、④「ジェネリック医薬品お願いカード」などから構成されるもので、特に、④の「ジェネリック医薬品お願いカード」は、必要なときに組合員がホームページから直接印刷し、そのまま切り取って医療機関・薬局へ提示できるようにしてあります。これを機会にぜひ積極的にご利用ください。

また、リンク集には情報サイト「GENERIC GUIDE」を追加します。このサイトでは、すでに処方されている新薬（先発医薬品）に対応するジェネリック医薬品が検索でき、その薬価の差が自動的に計算されるコーナーもあります。これを機会に、ジェネリック医薬品への切り替えを検討してみませんか？

メリット

ジェネリック医薬品をより積極的に利用していただくことで、組合員の皆様の医療費負担が軽減されるのはもちろん、健康保険組合が負担する保険給付費の節減につながるメリットがあります。

※ジェネリック医薬品の利用については、医師、薬剤師と十分相談し、納得したうえで利用してください。

出産育児一時金の引き上げと直接支払制度の導入について



①出産育児一時金が42万円に引き上げられます

平成21年10月1日から、出産育児一時金および家族出産育児一時金が、現行の38万円から4万円引き上げられて42万円となります。

なお、産科医療補償制度に加入していない医療機関および海外での出産は、制度への加入を条件に給付される3万円が支給されないため39万円となります。

※この措置は国の緊急少子化対策として実施されるため、平成23年3月31日までの暫定措置となっています。平成23年4月1日以降の出産育児一時金制度については、行政当局において引き続き検討される予定です。

②直接支払制度が導入されます

平成21年10月1日からは、出産育児一時金（上限42万円）を健康保険組合が分娩機関へ直接支払う直接支払制度が併せて実施されます。出産費用を一時立て替える必要がなくなるため、妊産婦やご家族の皆様の経済的負担は大きく軽減されます。

※直接支払制度を利用しない場合は、現行どおり、現金給付として被保険者が直接組合に請求することになります。

※医療機関への支払額が法定給付額の42万円に満たない場合は、その差額が被保険者に支払われます。当組合では、出産育児一時金付加金および家族出産育児一時金付加金の制度があるため、「法定給付の差額分＋付加金」または「付加金のみ」の現金給付は継続します。

詳細につきましては、組合ホームページをご覧ください。組合担当者までご連絡ください。

高額介護合算療養費制度のご案内

平成20年4月に高齢者医療制度が改正され、高額医療と高額介護の合算制度が開始されました。これについては、平成20年4月発行の『健保だより』第87号に挟み込んだパンフレットでお知らせしています。本制度は、毎年8月から翌年7月までの1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものです。制度の実施は平成20年4月からですが、第1回目（平成20年4月から平成21年7月までの16カ月分）の申請は平成21年8月から開始されています。

詳細は、組合ホームページの「けんばのご案内」→「保険給付一覧」→「高額介護合算療養費」をご覧ください。

秋の健康づくりのご案内

毎年10月は健康保険組合連合会が定めた「健康強調月間（生活習慣病予防普及月間）」です。当組合もその一環として、健康づくりのための催し物・健診を次のとおり実施しますので、積極的にご参加ください。

■今年度のスローガン

「日々の健康 幸せの実感」

■サブスローガン

- ① 日々歩き 体調体力 自己確認 （運動）
- ② よく噛んで 満腹中枢 刺激しよう （食生活）
- ③ 場所選び 煙を吸わせぬ 心掛け （受動喫煙）
- ④ 休心日 気持ちの切り替え 大切に （メンタルヘルス）



フォトコンテスト作品を募集します！

締切日 平成21年10月27日(火)

今年度も、健保連主催のフォトコンテストに参加し、「健康であることの喜び」をテーマとした写真を募集します。詳しくは、8月上旬に各事業所に発送した実施案内（任継者・特退者へは、7月下旬に自宅へ送付済み）をご覧ください。組合ホームページの「NEWS&TOPICS」をご覧ください。

各種健診・検診のお知らせ

胃・大腸健診

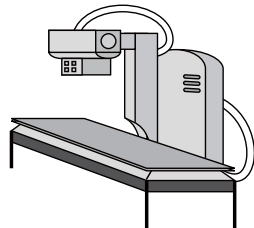
胃・大腸疾患（がんを含む）の早期発見のための健診です。

健診方法 レントゲン検査と検便

健診実施時期 事業所により異なります

対象者 30歳以上の被保険者（人間ドック受診者・任継者・特退者は除く）

自己負担金 なし



肺がん検診

たばこを吸っている方、せきや体重減などの自覚症状がある方は検診を受けてください。レントゲンではわかりにくい、肺の入り口に近い気管支部分の検査です。

検診方法 たんの細胞診検査

検診実施時期 9月 ※希望者はご相談ください

対象者 ①40歳以上の被保険者と被扶養者
②喫煙指数（1日の本数×喫煙年数）が400以上の方
③せき、血たん、胸痛、体重減などの自覚症状のある方
※②と③については、年齢要件なし

自己負担金 800円

常務理事就任のお知らせ

平成21年4月1日付で、高橋茂理事が常務理事に就任しましたのでお知らせいたします。

組合からのお知らせ

- ① 毎年4月に発行する『健保だより』に「組合からのお知らせ」として掲載しておりますが、被扶養者、特に配偶者やお子さんが就職して、就職先の社会保険に加入した場合は、当組合から脱退する必要があります。4月に就職したにもかかわらず、例年、組合への届出が数カ月後、ときには12月近くになって提出されるケースが散見されます。

皆様のご家族につきましても、再度確認のうえ、被扶養者が就職された場合は5日以内に「健康保険被扶養者異動届」に該当者の保険証を添えて、担当部経由で当組合へ届け出るようにお願いします。



- ② 当組合ホームページのアドレス・ユーザー名・パスワードについて、組合に電話でお尋ねいただくケースが増えています。『健保だより』には毎号これを掲載していますので、過去2年分ほどはお手元に置いていただければ、加入員の皆様のお手間も省けるとお思いますので、お役立てください。

- ③ 本年10月1日から、インフルエンザ予防接種費用の一部補助制度を導入しますが、予防のためには手洗いやうがいの励行、十分な休息・休養と栄養摂取など、日頃からの健康管理が重要です。インフルエンザに「罹患してからへの対応」ではなく、「罹患しないための対応」を日頃から心がけてください。

予防接種補助の申請については、多数の接種者があるものと想定していますので、できるだけ接種者全員分を1枚の申請書にまとめて申請していただきますようご協力をお願いします。

※本制度についてのよくある質問等については、Q & A（全27個）を組合ホームページに掲載しますので、事業所担当課あるいは組合担当者へ連絡する前に、ぜひとも一読していただくようお願い申し上げます。